

IASB基本財務諸表プロジェクトの予備的検討  
—EBITと経営者業績指標の導入の方向性—

深 谷 和 広

愛知東邦大学

# IASB基本財務諸表プロジェクトの予備的検討 —EBITと経営者業績指標の導入の方向性—

深谷和広\*

## 目次

はじめに

- I. 基本財務諸表プロジェクトの全体像
- II. 財務業績の計算書の表示区分の提案
- III. 経営者業績指標の提案

おわりに

## はじめに

2018年3月国際会計基準審議会（International Accounting Standards Boards : IASB）は討議資料「開示に関する取組み—開示原則（Discussion Paper : Disclosure Initiative—Principles of Disclosure）（開示原則のDP）の検討結果を受けて次の段階の検討方針を決定した。開示に関する取組みは国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）（IFRS基準）における財務報告の開示内容を改善する一連のプロジェクトである。IASBは開示原則プロジェクトにおいて注記を中心とする開示問題に対処するためにIFRS基準に新規の開示原則を開発する方向性を明らかにした。IASBは国際会計基準第1号「財務諸表開示」（IAS1 : Presentation of Financial Statements）を修正するか又は新しい開示基準の開発の具体化を目指すことになる。2016年12月以降IASBは開示原則のDPと並行して基本財務諸表プロジェクトに係る審議を精力的に進めてきた。基本財務諸表プロジェクトは財務業績の計算書を中心とした基本財務諸表の表示問題の改善のための予備的見解を提案することを目的とした調査プロジェクトである。

本稿では基本財務諸表プロジェクトに関するIASBボード会議の議題資料と議事録「IASB Update」によって基本財務諸表プロジェクトにおける審議内容を検討し、暫定決定の内容を整理したものである。はじめに、基本財務諸表プロジェクトの位置づけを明らかにするために、財務報告による有効なコミュニケーションとの関係とプロジェクトの今後の方向性を簡単に記述している。次に、基本財務諸表プロジェクトの中心となる論点に当たる利息及び税金前利益（EBIT）の財務業績の計算書における表示区分と経営者業績指標（MPM）の論点並びにIASBボード会議における暫定決定を整理している。

---

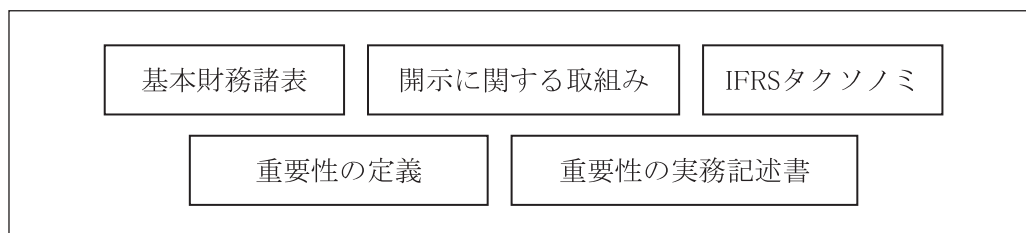
\* 愛知東邦大学経営学部

## 1. 基本財務諸表プロジェクトの全体像

### 1) 財務報告書による有効なコミュニケーションとの関係

2015年「アジェンダ協議のフィードバック」(Feedback Statement on the 2015 Agenda Consultation)を通じて、2016年11月IASBは主な活動として財務報告書におけるコミュニケーションの改善プロジェクトの計画を決定した。このプロジェクトは財務報告書による企業と投資家との良好なコミュニケーションの改善に向けたプロジェクトとして2017年から2021年のIASBアジェンダの中心的なテーマとして設定されたものである。良好なコミュニケーション改善の作業は現在の5つのプロジェクトから構成される。このプロジェクトの一つとして基本財務諸表プロジェクトは位置づけられ、他の4つのプロジェクトと密接な関係にある。

図表1 財務報告書による有効なコミュニケーション



### 2) 基本財務諸表プロジェクトの目的と検討範囲

基本財務諸表プロジェクトは基本財務諸表の表示に関する予備的見解を討議資料又は公開草案として公表する予定である。この公表を通じて基本財務諸表に関する表示問題を認識し、具体的な表示の観点の改善策をアウトラインし、表示問題及びその改善策について利害関係者からフィードバックを得ることを意図するものである。

基本財務諸表は新たなプロジェクトである。しかしながら、これまでに実施された基本財務諸表に関連性のあるプロジェクトの成果を前提としている。例えば、開示原則プロジェクト、以前の2010年の財務諸表表示プロジェクトなどがある。討議資料の適用対象は全ての企業（金融企業及び非金融企業）を想定している。従って、金融企業に固有の問題への影響も検討対象となる。しかしながら、当面は非金融企業を前提とした検討が進められている。また、基本財務諸表プロジェクトは財務情報の表示を意図するものであるため、IFRSタクソノミーとの関係にも影響を与える可能性が十分にある。

基本財務諸表プロジェクトの対象範囲は以前の財務諸表表示プロジェクトのスタッフドラフトの提案内容よりも限定されたものとなる見込みである。基本財務諸表プロジェクトは主に財務業績の計算書に焦点を絞った改善を提案するものである。以前の財務諸表表示プロジェクトは3つ

の基本財務諸表を一体的に改善することを目指すものであった。基本財務諸表プロジェクトは2016年12月のIASBボード会議において図表2のように対象範囲を暫定決定している。

図表2 基本財務諸表プロジェクトの対象範囲

<財務業績の計算書>
a. 財務業績の計算書において追加的な小計を要求すること。 (例えば、利息及び税金前利益 (EBIT) 又は営業利益)
b. 現行のIFRS基準における収益／費用の表示オプションの一部を削除すること。 (例えば、確定給付負債の純額に係る利息純額など)
c. 業績指標の利用に関するガイダンスを示すこと。 (通例ではない項目又は発生が稀な項目の区分表示を含む)
d. その他の包括利益 (OCI) に関する情報を伝達するより適切な方法
<キャッシュ・フローの計算書>
a. 利息及び配当の現金への影響の分類オプションを廃止すること。
b. キャッシュ・フローの計算書と財務業績の計算書の営業区分を一致させること。
c. キャッシュ・フローの間接法における首尾一貫した出発点を要求すること。
<財政状態の計算書>
審議会は財政状態の計算書の的を絞った改善を検討しないことを暫定的に決定した。
<その他の事項>
a. 3つの基本財務諸表の少数業種向けのひな型を開発すること。
b. 基本財務諸表における項目の集約及び分解に関する原則を開発すること。
c. セグメント別報告及び非継続事業の表示はプロジェクトの一部ではないこと。

本プロジェクトの範囲の暫定決定を前提として、精力的にIASBボード会議での議論が進められた。プロジェクトは当初は2017年後半に討議資料を公表することを目標としていたが、2018年1月26日時点で2019年の前半に目標時期が再設定された。これは開示原則プロジェクトを優先する判断を下した影響であると思われる。

2018年3月IASBボード会議において開示原則のDPへのフィードバックをもとに今後のプロジェクトの方向性と焦点が明らかにされた。図表3のように開示原則のDPの全てのトピックスに5段階の優先順位を設定し、その成果物と時間軸を提案するものであった。分類1（基本財務諸表プロジェクトに関連性の高いトピック）は本プロジェクトにおいて検討されることになった。また、開示原則プロジェクトは分類5（直接的に主な開示問題の解決に関与する優先順位の高いトピックス）を最優先することとなった。

図表 3 開示原則プロジェクトのトピック別優先順位

分類 1：基本財務諸表プロジェクトに関連性の高いトピックス：
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 基本財務諸表と注記の役割</li> <li>b. EBITとEBITDAの表示</li> <li>c. 通例ではない項目又は発生が稀な項目の表示</li> <li>d. 業績指標の公正な表示</li> </ul>
分類 2：開示問題への対処に著しく貢献するか不確実なトピックス
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 財務諸表での様式の利用</li> <li>b. 「表示」と「開示」の利用</li> <li>c. 会計方針開示の配置</li> <li>d. IFRS基準における開示目的と要件の配置</li> </ul>
分類 3：主な開示問題と別に取り扱われる可能性のあるトピックス
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 情報の配置</li> <li>b. どの会計方針を開示するべきか？</li> </ul>
分類 4：討議資料では対処されなかったが、著しく回答を得たトピックス
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 他の審議会のプロジェクトとの相互関係</li> <li>b. テクノロジー及びデジタル報告</li> <li>c. 重要性</li> </ul>
分類 5：直接的に主な開示問題の解決に関与する優先順位の高いトピックス
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 審議会が採用するガイダンス (開示要件の起案に関するNZASBのアプローチを含む)</li> <li>b. 効果的コミュニケーションの原則</li> <li>c. 統一的な開示目的</li> <li>d. 基準レベルの開示レビュー</li> <li>e. 教育用資料</li> </ul>

本稿では図表 2 の財務業績の計算書の 4 つの論点 (a～d) のうち財務業績の計算書に追加の小計を要求する論点に係る EBIT の小計と経営者業績指標 (MPM) の論点並びにそれに係るボードの暫定決定について整理をしている。

## II. 財務業績の計算書の表示区分の提案

### 1) 追加小計 (EBIT)

利息及び税金控除前利益 (EBIT) は実務上よく用いられる業績指標である。EBIT は一般に純損益、利息及び税金の合計を意味する。これは財務活動及び資本構成や法人所得税のポジションから独立して企業価値業績を表示する代表的な 1 つの指標である。EBIT は異なる資本構成を持つ財務業績の企業間比較を可能にする財務諸表の利用者に有用なものである。

財務業績の計算書の重要な論点の1つとしてEBITの小計を表示する点の議論が展開されてきた。企業間比較を容易にするために営業利益を定義する検討も行なわれたが、その困難さのためにこれに代わるものとしてEBITを採用することになった。IFRS基準はEBITを定義していない。EBITを定義するには利息などの財務収益／費用を定義する必要がある。IASBボード会議ではIASBが財務収益／費用を資本構成に関する収益／費用と定義することを暫定的に決定した。従って、そこでの資本構成とは何を意味するのか？ また特定の収益／費用の項目のガイダンスの必要性などの論点がある。財務収益／費用の5つの表示科目を暫定的に決定している。IASBボード会議の暫定決定は以下の通りである。

#### <財務業績の計算書：EBITと財務収益／費用>

(2017年3月IASBボード会議) (議題資料21A：利息及び税金控除前利益 (EBIT))

IASBボードはスタッフが以下の事項の検討を継続することに同意した。

- a. 財務業績の計算書に利息及び税金控除前利益 (EBIT) の小計の表示を求めること。
- b. EBITを財務収益／費用及び税金控除前利益と定義すること。
- c. 財務収益／費用を企業の資本構成に関連した収益／費用として定義すること。

IASBボードは、下記について検討するようスタッフに依頼した。

- a. 企業の資本構成をどのようなものと定義すべきか？
- b. 特定の収益及び費用の項目の取扱いについて追加的なガイダンスが必要となるかどうか？  
(例えば、確定給付負債の純額に係る利息純額や投資からの収益／費用)

(2017年9月IASBボード会議) (討議資料21A：投資の分類及び追加的な小計の導入)

IASBボードは企業間の比較を容易にする小計 (EBIT) を財務業績の計算書に導入することを経営者業績指標 (MPM) の小計の導入よりも優先することを暫定的に決定した。

IASBボードは、投資の分類とEBITの小計の両方を導入する場合、財務収益／費用を財務業績の計算書に下記の独立の表示科目で構成すべきであることを暫定的に決定した。

- a. 「資本構成に関連した収益」
- b. 「資本構成に関連した費用」
- c. 「確定給付資産の純額 (又は企業の資本構成の一部ではない負債が資産との相殺の要件を満たす場合に生じる正味資産) に係る金利収益」
- d. 企業の資本構成の一部ではない負債に係る金利費用

(2017年11月IASBボード会議) (議題資料21B: 財務収益/費用の定義)

IASBボードは以下の2つの点を暫定的に決定した。

- a. 「財務収益/費用」の定義において「現金及び現金同等物」を現金及び余剰現金の一時的投資に代わるものとして使用すること。
- b. 「財務収益/費用」の定義は以下の5つの表示科目で構成されること。
  - 「実効金利法で計算した現金及び現金同等物から生じた金利収益」
  - 「現金、現金同等物及び財務活動から生じた他の収益」
  - 「財務活動から生じた費用」
  - 「その他の財務収益」
  - 「その他の財務費用」

## 2) 追加小計 (投資から生じる収益・費用)

2017年6月IASBボード会議でボードメンバーは財務業績の計算書に投資分類を計上する点について検討を行うように求めた。2017年9月IASBボード会議では財務業績の計算書の投資分類をEBITの小計の上に表示する点について同意を得ることができた。投資の分類を設定することによって、資本構成の一部に該当するか否かの点で意見の分かれる投資からの収益 (又は関連費用) の透明性の高い比較可能な情報を利用者に提供すること、またビジネス価値を測定するために営業区分と投資区分によって利用者に役立つ情報を提供することを意図している。

2017年11月ボード会議において以下の論点を検討している。投資区分をどのように定義するのか? この投資区分の名称を改めるのか? 投資区分に含める項目をどのように記述するのか? 投資区分以前の小計を「営業利益」とするのか? 持分法で会計処理される関連会社及び共同支配会社の純損益の持分をどのように表示するのか? などの論点があった。IASBボード会議の暫定決定は以下の通りである。

### <財務業績の計算書: 投資の分類>

(2017年9月IASBボード会議) (議題資料21A: 投資の分類及び追加的な小計の導入)

IASBボードは財務業績の計算書に投資の分類を導入する点に合意した。

(2017年11月IASBボード会議) (議題資料21A: 投資の分類の表示)

IASBボードは次の点を暫定的に決定した。

- a. 「投資」の分類の名称を「投資から生じる収益/費用」に改めること。
- b. 「投資から生じる収益/費用」に原則アプローチを適用して「個別かつ企業が保有するその他の資源から概ね独立して、企業にリターンを生み出す資産から生じる収益/費用」と定

義すること。

- c. 金融業以外の企業向けに、通常は「投資」として扱われる項目のリストと通常は「投資」として扱われない項目のリストを示すこと。
- d. 「投資から生じる収益・費用」の分類の前の小計の名称に「営業利益」を用いないこと。

IASBボードは持分法で会計処理される関連企業及び共同支配企業の純損益の持分表示についての議論は決定に至らなかった。スタッフにプロジェクトの討議資料または公開草案の検討の段階で以下のアプローチを議論するように指示した。

- a. 持分法で会計処理される関連企業及び共同支配企業の純損益の持分を全て単一の区分に含めるアプローチ。
- b. 事業活動に不可欠な関連会社又は共同支配企業の純損益に対する持分を「投資から生じる収益・費用」の分類より上を含め、また事業活動に不可欠ではない関連企業又は共同支配企業の純損益に対する持分を「投資から生じる収益・費用」の分類の中に含めるアプローチ。

### Ⅲ. 経営者業績指標の提案

#### 1) 業績指標の現状

業績指標とは企業の財務業績を要約したものである。経営者業績指標（MPM）は経営者が独自に定めた営業活動の成果を示すための業績指標である。経営者業績指標は経営者の業績目標との比較または過去の業績や他の企業の財務業績との比較の為に用いられる。

ある企業は経営者業績指標を財務業績の計算書の小計として表示する。一部の業績指標は（例えば、総利益、営業利益、EBITなど）はIFRS基準では具体的に定められていない。ある企業は業績指標の修正版を採用している（例えば、修正営業利益、修正利益）。IFRS基準に定めのない業績指標は非IFRS業績指標又は代替的業績指標（APMs）とよばれる。

開示原則のDPでも財務諸表の中で業績指標を利用する原則について検討している。開示原則のDPは非IFRS業績指標を財務諸表に表示する点について予備的見解を提案している。また利息及び税金控除前利益（EBIT）と利息税金償却控除前利益（EBITDA）の表示又通例ではない項目や発生が稀な項目の表示への意見を求めていた。

業績指標がミスリードしない前提のもとで、ほとんどの財務諸表の利用者は業績指標の表示についての柔軟性を企業に付与することを支持する。しかしながら、財務諸表の外において主要業績指標を提供している場合、この主要業績指標は監査対象外となる。ある利用者は業績指標を財務諸表において表示することを支持している。なぜなら、財務諸表内に表示するならば業績指標の透明性を高めることになり、またこの場合は監査対象になると考えるからである。

ある利用者は財務業績によって企業の永続性（persistence）や維持可能性（sustainability）を



評価できる情報を求めている。永続性のない収益／費用の項目は企業の将来の業績の良好な予測変数ではないために、通例ではない項目や発生が稀な項目を削除した業績指標を財務業績の計算書の小計として表示することを支持する。例えば、ある企業はこの項目を削除した修正営業利益を表示する。しかしながら、その他の項目（通例ではない項目や発生が稀な項目以外の項目）を削除した業績指標を提供する場合もある。例えば、株式報酬費用や無形資産の償却費などがある。財務業績の永続性と維持可能性を評価するために通例ではない項目や発生が稀な項目を別の小計として表示することも重要な1つの論点である。

## 2) 経営者業績指標の導入目的及び検討課題

2017年12月IASBボード会議の議題資料（AP21A）では、スタッフは経営者業績指標を財務業績の計算書の小計として導入する目的として、a)主要業績指標がより高い透明性と監査とを前提とする場合、当該業績指標を財務諸表内に表示するよう奨励するものとb)利用者に企業の財務業績の永続性と維持可能性を評価する情報を提供するものがあることを指摘している。スタッフは主要業績指標を財務諸表内に表示するよう奨励するという目的を支持した。このことから経営者業績指標を財務業績の計算書の小計として計上することを奨励する提案を行っている。また企業の財務業績の永続性と維持可能性を評価する情報を提供する目的の有用性を評価する観点から「通例ではない項目や稀にしか生じない項目」の表示や開示の検討の必要性についても示唆する。

スタッフはボードが経営者業績指標を財務業績の計算書の小計に導入する意思決定を行う前に対処すべき主要な未解決問題として以下の項目を掲げている。

- (a) 経営者業績指標の小計を導入する場合は、どのような制約が必要とされるのか？
- (b) 経営者業績指標の小計の導入を求めるべきか？ 許可するべきか？
- (c) 経営者業績指標の表示又は開示の別の方法を検討する必要があるのか？（例えば、財務業績の計算書の構成案と合致しない場合、IAS1のパラ85-85Bの要件と合致しない場合。この事例に、企業の意見で外国為替レート変動の影響や企業結合の影響を削除する場合がある。）
- (d) 経営者業績指標を最高経営意思決定者によってレビューされた営業セグメントの注記で開示されるセグメント損益の業績指標の合計とどのように関連付けるのか？
- (e) 企業が2つ以上の主要業績指標を表示する場合、我々は何をすべきか？
- (f) 経営者業績指標のための追加表示や開示の要件をどのように開発すべきか？
- (g) 経営者業績指標の要件を財務諸表の外で伝達される非IFRS業績指標の規則要件とどのように関連づけるのか？（例えば、ESMAの代替業績指標ガイダンスなど）

### 3) 経営者業績指標の提案

IASBボード会議の暫定決定は以下の通りである。

#### <財務業績の計算書：経営者業績指標（MPM）>

(2017年3月IASBボード会議) (議題資料21B：経営者営業業績指標)

ボードはスタッフが以下の点を継続して検討することに同意した。

- a. 営業利益を定義せず、財務業績の計算書に経営者営業業績指標の表示を求めること。
- b. ある項目がIAS1の第85項、第85A項及び第85B項における現行の追加小計の要件を満たす場合、経営者営業業績指標からは当該項目を除外すること。
- c. 経営者営業業績指標の表示に関して透明性を提供する追加の開示を求めること。

#### 図表4 IAS1第85項－第85B項の財務業績の計算書における追加小計の要件

第85項 企業は、企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、追加的な表示項目、見出し及び小計を純損益及びその他の包括利益を表示する計算書に表示しなければならない。

第85A項 企業が第85項によって小計を表示する場合には、当該小計は次のようなものとしなければならない。

- (a) IFRSによって認識及び測定が行われる金額からなる表示科目から構成される。
- (b) 当該小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能な方法で表示し、名称を付す。
- (c) 期間ごとの継続性がある。
- (d) 純損益及びその他の包括利益の計算書についてIFRSで要求している小計及び合計よりも目立つ表示をしない。

第85B項 企業は、純損益及びその他の包括利益の計算書において、第85項に従って小計を該当計算書についてはIFRSで要求されている小計又は合計と調整する表示科目を表示しなければならない。

(2017年12月IASBボード会議) (議題資料21A：経営者業績指標の目的と適切な記載場所)

IASBボードは、企業に以下の経営者業績指標の識別を求める点を暫定的に決定した。

- a. 財務業績の計算書の中の小計として表示すること。(財務業績の計算書の構成案に適合し、IAS1のIAS1第85項－第85B項小計の諸要件を満たす場合)
- b. 該当しない場合、経営者業績指標を当該指標とIFRS基準で定義される指標を調整する別表で示すこと。

(2018年1月IASBボード会議) (議題資料21A: 経営者業績指標の要件)

IASBボードは以下のことを暫定的に決定した。

- a. 全ての企業は財務諸表の主要業績指標 (1つ又は複数) を特定すること。
  - b. 当該業績指標がいずれもIFRS基準で特定又は定義されない場合、企業は当該業績指標を経営者業績指標として識別すること。
  - c. 財務諸表で識別する主要業績指標には、少なくとも、年次報告書においてコミュニケーションされる主要業績指標を含めること。
- ただし、どのような場合においてIFRS基準で特定又は定義されるのか? またどのような指標が「主要な業績指標」と考えられるのかをスタッフがさらに明確化することを条件とした。

またIASBボードは2017年12月IASBボード会議の決定を受けて以下を暫定的に決定した。

- a. 経営者業績指標が財務業績の計算書に適合しない場合、経営者業績指標とIFRS基準で特定又は定義される最も適切な指標の間の別個の調整表を注記において開示すること。
- b. 別個の調整表で提供される経営者業績指標には特段の制約を設けないこと。
- c. 経営者業績指標は、財務業績の計算書の小計として表示される経営者業績指標を含め、それぞれに以下の開示を義務づけること。なお、経営者業績指標の算出方法を示す5年間の歴史的な要約を各年度に要求することはない。
  - i. 経営者業績指標が業績の経営者の見方を提供するものとなる理由 (経営者業績指標の算出方法及びその理由の説明も含む)
  - ii. 年度中に経営者業績指標の算出方法を変更した場合、利用者が当該変更の理由及び変更の影響を理解する上で助けとなる十分な説明
- d. 経営者業績指標とIFRS基準で特定又は定義される最も適切な指標の間の調整表は国際財務報告基準第8号「事業セグメント」に従って開示される事業セグメント情報と区分して提供されること。ただし、経営者業績指標を事業セグメント情報に含めることは禁止されない。さらに、下記の開示が求められる。
  - i. 経営者業績指標と報告セグメントの純損益の指標の合計とどのように異なるのかの説明
  - ii. 経営者業績指標が事業セグメント情報に適合しない場合、その理由の説明
- e. IFRS基準において、経営者業績指標はIFRS基準で特定又は定義される指標ではない旨を定めないこと。

(2018年2月IASBボード会議) (議題資料21A: 経営者業績指標の要件の明確化)

IASBボードは、経営者業績指標に関する提案について、2018年1月のIASBボード会議からの継続審議を行なった。ボードはスタッフに今後の会議のために経営者業績指標に対する単純化したアプローチを開発するよう指示した。この会議では何らの決定も行なわれなかった。

以下の経営者業績指標を財務業績の計算書の小計として表示する方式とその注記での別個の調整表の形式を例示するならば以下の通りである。(2017年12月IASBボード会議の討議資料21Aの付録による)

図表5 財務業績の計算書の小計として経営者業績指標を表示する場合の例示

収益	10,000
売上原価	(4,000)
売上総利益	6,000
販売費及び一般管理費	(2,000)
<b>経営者業績指標(MPM)</b>	<b>4,000</b>
リストラクチュアリング費用	(1,000)
<b>投資・財務・税金控除前利益</b>	<b>3,000</b>
持分金融商品からの配当	250
その他の投資からの収益	50
<b>財務・法人所得税控除前利益 (EBIT)</b>	<b>3,300</b>
実効金利法を用いて計算された現金・現金同等物からの利息収益	80
現金及び現金同等物・財務活動から生じた他の収益	20
財務活動から生じた費用	(1,000)
その他の財務収益	50
その他の財務費用	(350)
正味財務収益 (費用)	(1,200)
税引前利益	2,100
法人所得税	(600)
<b>当期純利益</b>	<b>1,500</b>

図表6 注記の別個の調整表で経営者業績指標を表示する場合の例示

収益	10,000
売上原価	(4,000)
売上総利益	6,000
販売費及び一般管理費	(3,000)
<b>投資・財務・税金控除前利益</b>	<b>3,000</b>
不可欠ではない関連企業の損益に関する持分	250
その他の投資からの収益	50
<b>財務・法人所得税控除前利益 (EBIT)</b>	<b>3,300</b>
実効金利法を用いて計算された現金・現金同等物からの利息収益	80
現金及び現金同等物・財務活動から生じた他の収益	20
財務活動から生じた費用	(1,000)
その他の財務収益	50
その他の財務費用	(350)
正味財務収益 (費用)	(1,200)
税引前利益	2,100
法人所得税	(600)
<b>当期純利益</b>	<b>1,500</b>

<経営者業績指標の別個の調整表>

<b>財務・法人所得税控除前利益 (EBIT)</b>	<b>3,300</b>
不可欠ではない関連企業の損益に関する持分	(250)
その他の投資からの収益	(50)
リストラクチュアリング費用	1,000
正味確定給付資産の正味利息収益 (その他の財務収益)	50
<b>経営者業績指標(MPM)</b>	<b>4,050</b>

## おわりに

本稿は基本財務諸表プロジェクトに関係するIASBボード会議の議題資料と議事録「IASB Update」によって基本財務諸表プロジェクトにおける審議内容を検討し、暫定決定の内容を整理したものである。はじめに、基本財務諸表プロジェクトの位置づけを明らかにするために、財務報告による有効なコミュニケーションとの関係と本プロジェクト範囲を記述している。本プロジェクトの中心の論点は図表2のように財務業績の計算書に関する4つの論点である。本稿では4つの論点のうち財務業績の計算書にEBITや営業利益の小計を導入する論点と財務業績の計算書に経営者業績指標を導入する論点とそれぞれの決定事項を整理するものである。

基本財務諸表プロジェクトの中心となる論点に当たる金利及び税金控除前利益（EBIT）の小計と経営者業績指標（MPM）のそれぞれの論点並びにIASBボード会議における暫定決定を時系列で整理している。ここでは特に議論的である経営者業績指標（MPM）の暫定決定をまとめておきたい。IFRS基準に定めのない経営者独自の判断を前提とする業績指標として経営者業績指標（MPM）を透明性の高い情報として財務業績の計算書に導入する試みである。これまでの論点についての暫定決定は以下の通りである。

- 全ての企業が財務諸表における財務業績指標のうちIFRS基準内に定義がないか定めのない経営者業績指標を識別すること。少なくとも年次報告書で伝達される業績指標を含めること。
- 財務業績の計算書の構成案に適合し、IAS1のIAS1第85項―第85B項小計の諸要件を満たす場合には、経営者業績指標を財務業績の計算書の中の小計として表示すること。
- 上記の財務業績の計算書の小計に適合しない場合、経営者業績指標とIFRS基準で特定又は定義されている最も適切な指標の間の別個の調整表を注記で開示すること。
- 別個の調整表で提供される経営者業績指標には特段の制約を設けないこと。
- 経営者業績指標について以下の開示を義務づけること。
  - i. 経営者業績指標が経営者の業績の見方を提供する理由（経営者業績指標の算出方法及びその理由の説明も含む）
  - ii. 年度中に経営者業績指標の算出方法を変更した場合、利用者が当該変更の理由及び変更の影響を理解する上で助けとなる十分な説明

以上

受理日 平成30年3月30日